

通級による指導の充実をめざして

—通級による指導ハンドブックの作成と活用を通して—

特別支援・相談課 特別支援担当

都築 睦美 大櫛美由紀 松本美知代 岩寄 伸浩
樋口 直樹 廣島 慎一 嶋田 聡 大久保秀昭

要 旨

本県においてこれまで作成されていなかった「通級による指導ハンドブック」、「通級による指導啓発資料」の作成を通して、通級による指導の担当者の専門性の向上及び通級による指導の充実を目指すこととした。作成に当たっては、指導の担当者を対象としたアンケート調査並びに他の都道府県が作成した資料の文献調査、通級による指導の担当者による協議を基にした。その結果、通級による指導の担当者が必要とする情報の提供並びに、校内の教職員及び保護者に対する通級による指導への理解・啓発を高める効果が期待されるといった成果を得ることができた。

キーワード：通級指導教室、通級による指導ハンドブック、通級による指導啓発資料、
専門性の向上、通級による指導の充実

I はじめに

平成18年4月の学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒が通級による指導の対象となり、通級による指導の対象となる児童生徒数は年々増加している。また、それ以前は情緒障がいとしてひとくくりにされていた自閉症と情緒障がいを分けたことにより、自閉症の児童生徒の在籍数が増加の一途にあることが分かった。文部科学省による平成28年度通級による指導実施状況調査からは、通級による指導を受けている児童生徒数が、平成26年度の83,750名から平成28年度の98,311名となり17.4%増加していることが明らかとなった。さらに、通級による指導の対象となる各障がい種別においても、平成27年度と比較すると言語障がいで1,528名、自閉症で1,709名、情緒障がいで1,201名、LDで1,388名、ADHDで2,313名それぞれ増加している。また、「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育を実施することが求められている。それを受ける形で、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化され、運用を開始した。

このような流れの中で、それぞれの通級による指導には、障がいの特性に応じた指導により、在籍学級での適応状態を改善していくことや、失っている自信や意欲の回復、学級担任や保護者への支援等が期待されている。さらに、通級による指導がすべての学校に設置されていないことを考えれば、校内はもとより地域の専門的な相談機関としての役割を担うことも期待されている。

しかしながら、本県の実態に目を向けると、県下で40名程度の通級による指導の担当者のうち、毎年10名程度の担当者が替わり、長年担当してきたベテラン教諭が退職していくなど、総じて経験の浅い教員が担当する割合が増してきた。児童生徒の抱える困難さを的確に把握し適切な指導を行

うなど、通級による指導の担当者の専門性の維持・向上を図ることが求められている中で、本センター主催の年間5回の「通級による指導担当者研修会（新担当者）」に加えて、新たな取組が必要であることに着目して、研究に取り組むこととした。

II 研究仮説

本研究では、通級による指導の担当者へのアンケート調査や他県が作成した通級による指導に関する資料に対する文献調査等を基に、通級による指導の担当者が抱える課題や自身の指導、教室の運営等に必要な情報が何であるかを明らかにし、「通級による指導ハンドブック」を作成するとともに、校内教職員や保護者等に対して通級による指導の理解・啓発のための「通級による指導に関する啓発資料」の作成を行う。これらのツールの活用により、通級による指導の担当者にとって指導や教室運営に必要な情報が得られるとともに、校内の教職員及び保護者等にとっても、通級による指導に関する理解が深まるのではないかと仮定する。

図1は、研究のイメージである。

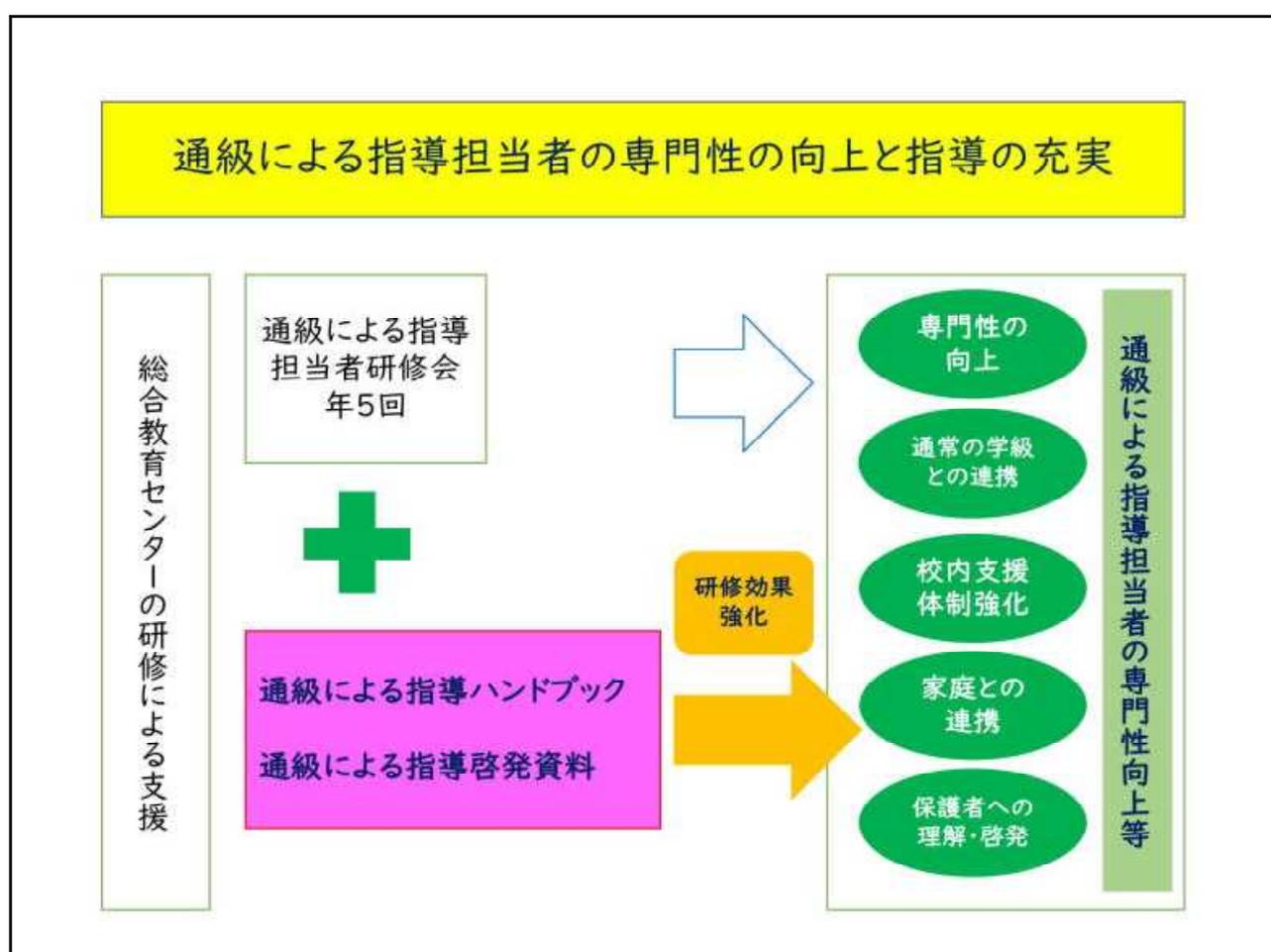


図1 研究のイメージ

Ⅲ 研究方法

- ・通級による指導の担当者を対象としたアンケート調査
- ・他の都道府県が作成している通級による指導関連資料を対象とした文献調査
- ・通級による指導の担当者による「通級による指導ハンドブック」の原稿内容の検討・協議

Ⅳ 研究の実際

1 通級による指導の担当者を対象としたアンケート調査の実施について

「通級による指導ハンドブック」の作成を進めるにあたり、通級による指導の担当者を対象として通級による指導の運営や実際の指導・支援等に関して抱いている課題等を明らかにするためにアンケート調査を実施した（図2）。その結果、担当者から出された意見を一覧にしたものが表1である。

図2 通級による指導の担当者向けのアンケート調査用紙

表1 通級による指導の担当者からの意見の一覧

質問事項	意見の概要
Q あなたは通級による指導の担当者として、どのようなことにやりがいを感じて	<ul style="list-style-type: none"> ◆通級による指導の効果が分かったとき ◆利用する児童の成長（自尊感情の回復等も含め）を感じたとき ◆児童（生徒）が通級することに楽しさや必要性を感じてくれている

いますか？	<p>ことを感じたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆児童（生徒）が通常の学級で楽しく落ち着いた生活を送っている様子を見たり聞いたりしたとき
<p>Q あなたが通級による指導を担当して、これまでに何か困ったようなことはありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆在籍学級担任との連携（子どもが困っていることを学級担任が理解してくれない・すべて指導を丸投げされる等） ◆自分の指導に対する評価が難しい（本当に子どもに合っているか？） ◆学校の理解が不十分 ◆保護者の協力がなかなか得られない ◆個別の指導計画について学級担任と話し合いが十分できない
<p>Q 通級による指導ハンドブックに掲載する内容として、必要と思われるものに○をつけてください。</p>	<p><多数意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指導方法や内容に関すること（「自立活動」について等） ◆通級による指導の担当者の教室経営に関すること（業務内容等） ◆通級による指導の制度上の仕組み ◆家庭や在籍学級担任等との連携の在り方
<p>Q はじめて通級による指導を担当する先生方に対して、あなたがアドバイスするとしたら、どのようなことをアドバイスしますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆担当は校内で一人になることが多い。他校の先生方と情報交換できる関係を作りましょう ◆在籍する学級担任の先生と連絡を密にする。保護者とも良い関係を築く ◆指導するのは「自立活動」だということを中心に据えて、あとは「もしこの子が自分の子どもだったらこうするだろう」ということをアセスメントを踏まえてやってみてはどうだろうか ◆一人で悩まず、色々な人と繋がって相談しましょう。校内にも校外にも力になってくれる人は必ずいます。そうして一緒に考えていくことだと思います
<p>Q 「通級による指導ハンドブック」にどのようなことを期待しますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆初めて担当される先生が知りたい基本的内容 ◆全教職員に通級の担う役目やどのように指導を行う場であるかを正しく理解してもらいたい ◆通級での支援でどうしてもよいのか困ったり迷ったりしたときに「あっ、そうだハンドブックを見てみよう！」と思えるようなものにしていただきたいです ◆専門的な指導方法を具体事例とともに教えていただけるような困ったときの手引き書のようなもの
<p>Q 指導事例や指導案、指導における効果的な教材についてご紹介いただくことは可能ですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆複数事例可能（3）、1事例なら可能（5）、少し考えたい（31）

表1の結果から、大半の通級による指導の担当者が通級による指導を担当することに対して「やりがい」を感じていた。しかし、校内においては、通級による指導に対する理解がないことや、在籍学級の担任教員と連携することへの困難さ、家庭や在籍する学級の担任教員等との連携、児童生徒への指導の仕方等に大きな不安を感じていることが明らかとなった。また、「通級による指導ハンドブック」に対して具体的な実践事例を記載することへの希望が強かったが、自ら事例提供や情報提供をすることは難しいと判断する傾向が強いことが分かった。

2 他の都道府県が作成している「通級による指導」関連資料の調査について

通級による指導に関する資料は、他の都道府県教育委員会においても様々作成されており、web上で一般に公開していることが分かった。そこで、他県で過去5年以内に作成された「通級による指導」関連資料5件を対象として、文献調査（記載内容の調査）を実施した。結果は表2のとおりである。

表2 5県の「通級による指導」関連資料の記載内容について

県ごとの記載内容（概要）について	
【A県 82ページ】 第1章 通級による指導の概要 第2章 通級による指導の運営 第3章 通級による指導実施要綱 第4章 通級による指導の手続き 参考資料	指導の対象となる児童生徒、通級による特別の指導の場等 教育課程、指導時間数、公簿の活用等 県策定の小・中・高等学校の実施要綱の様式と解説 通級による指導の開始から終了までの手順と通知等 関係法令及び県内の情報
【B県 69ページ】 第1章 概論編 第2章 運用編 第3章 実践編 第4章 資料編	通級による指導のしくみ、個別の教育支援計画等 担当者の専門性、校内連携体制、指導の判断の手続き等 障がい種、困難さごとの実践事例紹介 関係法令
【C県 135ページ】 第1章 通級による指導の概要 第2章 通級による指導の内容 第3章 連携と校内の体制づくり 第4章 実践事例 第5章 通級による指導に関する Q&A 資料	通級による指導の目的、対象となる児童生徒等 通級による指導の手続きや教室運営、指導の実際等 保護者及び関係機関との連携、他校通級等 障がい種、困難さごとの実践事例紹介 通級による指導の運営に関する内容 関係法令、チェックシート、各種様式等
【D県 81ページ】 第1章 教室経営及び指導上の留意 点 第2章 学校の支援体制及び連携 巻末資料	1年間のタイムテーブルに基づいた業務の手続きの解説や 実践事例等の紹介等 在籍学級、関係機関や進学先との連携等 関係法令、自立活動の指導の手順、参考図書の紹介等
【E県 142ページ】	

第Ⅰ部 基礎理論編	制度説明，指導の開始と終了に至る手続きと解説，校内及び保護者，関係機関等との連携等
第Ⅱ部 実践事例編	困難さごとの実践事例紹介
第Ⅲ部 資料編	自立活動の指導の内容，関係法令等

表2の結果，共通して「通級による指導の目的や通級指導教室の運営に関する手続きに関すること」，「校内及び保護者，関係機関等との連携に関すること」，「具体的な実践内容に関すること」，「根拠となる関係法令や通知等に関すること」が掲載されていることが分かった。また，IV-1の結果で担当者が掲載を希望する内容として多数挙げられていた「指導方法や内容に関すること」，「教室経営に関すること」，「制度上の仕組み」，「家庭や在籍学級担任との連携」なども概ね合致することも分かった。

以上のことから，「通級による指導ハンドブック」の内容構成を検討する上での重要な根拠を得ることができた。

3 「通級による指導ハンドブック（試作版）」の作成について

IV-1，IV-2をもとにして，「通級による指導ハンドブック」の内容構成について特別支援・相談課内で協議した結果，平成29年に告示された新学習指導要領（小学校，中学校及び特別支援学校）の内容も踏まえて表3のとおりとすることとした。

表3 「通級による指導ハンドブック」の内容構成について

章立て	内容の構成
第1章 特別支援教育の動向	近年の特別支援教育に関する内容や通級による指導に関する情報，県内の実施状況について等
第2章 通級による指導の仕組み	通級による指導の対象となる児童生徒，教育課程，指導の形態や配慮すべき事項等
第3章 通級による指導を支える校内体制	通級による指導の開始と終了までの手続き，個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成，在籍学級との連携等
第4章 通級による指導の実際	担当者に求められる専門性，年間スケジュール，教室環境，指導記録や公簿類等
第5章 実践事例	障がい種，困難さごとの実践例

また，第5章「実践事例」掲載に当たっては，令和元年度通級による指導の担当者に実践事例の提出協力を依頼することとした。

実際の作成に当たっては，文章表記を多用することは控え，重要なキーワードや手続きの流れ，関係性が視覚的に分かりやすくなるようなレイアウトの工夫に留意した。また，それぞれの表記内容の根拠となる法令や通知について同一ページ内に記載することで，一目で分かるように配慮することとした。

以上の手続きを経て「通級による指導ハンドブック（試作版）」を作成した。

4 「通級による指導ハンドブック（試作版）」の完成と内容検討について

IV-3で作成した「通級による指導ハンドブック（試作版）」について、令和元年7月9日（火）の第3回通級指導教室担当者研修会において、42名の参加者で内容検討を実施した。検討に当たっては、校種別に6名前後の班編制を行い、配付した「通級による指導ハンドブック（試作版）」の内容に関する班別協議の形態を取った。班別協議により出された意見や感想等を表4に示す。

表4 「通級による指導ハンドブック（試作版）」の班別協議結果一覧

項目	出された改善案や意見・感想
・構成や表記スタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・作成が大変だったと思われる。分かりやすく改訂していただけたらうれしい ・文字のスタイルやフォントを見やすいものにして欲しい ・ページによって内容の重なりがあるので整理して欲しい
・内容の改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・データは年数が経つと古くなるので更新はするのか ・せっかく作ったものであるが、章立ての段階から「？」と思うものがあつたのが残念に思った ・公簿や個別の指導計画等の書類に対する具体的な記入例を示して欲しい ・具体的な教室環境の写真やイメージ図を掲載して欲しい
・内容の良かった点や班別協議の感想等	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の指導に活用できるワークシートや教材、図書等の紹介をして欲しい ・校内における連携の大切さが示されていて良かった ・日々の教室運営や指導で生かせるハンドブックが欲しいという声が多かったです ・ハンドブックの協議を通して、通級による指導の教室についてのことがよく分かり、よかった ・横の繋がり、担当者以外の先生方の支援を受けやすい学校を思い浮かべることができた ・児童理解や子どもの思いを読み取ることに努めたい ・資料を見ながら気付きや自校での取り組みを話し合うことができ、自分の知らない情報を得ることができた ・実際に目にすることができ、意見交換もできた。指導に生かせる内容が多かった ・メンバーで読み合いながら内容の再確認ができました ・内容についてメンバーで相談することができて良かった。より良いものができるよう話し合えた。各校の取組の情報交換もすることができ、参考になった ・ハンドブックについて協議しつつ、内容に関して担当者として迷っていることなどを情報交換し合うことができた ・あらゆる内容が網羅されており参考になります
・その他の感想等	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて担当する場合、大変参考になります

- ・初めて担当したり，まだ通級による指導について知りたいことがある方にも丁寧な説明で作成されていて，本当にありがたいから
- ・ハンドブックができるのは大変ありがたい
- ・自分が困ったときに見るとしたら…という前提でハンドブックを見ました。ひとつのものをつくる時には大変な労力が必要となるのだと実感しました
- ・個人作業ではなく，グループで読み合わせを行うことができたので，協力し話し合っ内容の確認をすることができました
- ・量・内容とも多く，重い内容で協議そのものが厳しい作業でした
- ・内容を確認しながら情報交換も行うことができました

表4の結果から，通級による指導の担当者の班別協議により出された改善案の大半は，レイアウトや文字のフォントやポイントに関することであった。少数に留まった内容面での改善案は，「掲載するデータの更新」に関することや「具体的な様式の記入例や教室環境の写真・イメージ図の掲載」などについてであった。これらに対して，今後webページ上での情報公開や「通級によるハンドブック」の増版の際に情報差し替えや第5章「実践事例」に掲載する内容中に盛り込むことにより反映させたりすることができると思う。さらに，内容量の多さに対する指摘が一部見られたことに対しては，通級による指導の担当者にとって必要となる情報が多岐にわたることから，必要な情報を必要なときに確認するといった活用方法についての説明や広報・啓発を徹底することにより理解を促すことに努める必要がある。

また，班別協議を実施したことによる参加者の充足度は89%に達しており，「通級による指導ハンドブック（試作版）」の内容を基に担当者同士で現状の意見交換や具体的な相談ができたこと，掲載されている内容が参考になったなどの効果があったことが見受けられた。このことと，「通級による指導ハンドブック」作成を直接支持する意見を加味すると，「通級による指導ハンドブック（試作版）」に掲載している内容・構成については，概ね支持されたものと判断して良いと考えられた。

以上の結果を踏まえて，「通級による指導ハンドブック」の完成に向けて作業を進めた。

5 「通級による指導啓発資料」の作成について

IV-1，IV-4の結果を受け，「通級による指導ハンドブック」の内容の一部について，特に校内の教職員や保護者に対する通級による指導の理解・啓発に係るページを抽出して「通級による指導啓発資料」を作成した。同資料を校内・保護者等に配付することや通級による指導の研修に利用することなどを通じて，通級による指導の担当者が抱える孤立感の解消や周囲の理解向上等の課題改善の効果を期待したい。

V 研究の成果と課題

1 研究の成果

- ・これまで徳島県として整備することができていなかった通級による指導に関する資料を策定することができた。
- ・通級による指導の担当者の抱える課題や希望を反映した「通級による指導ハンドブック」並

びに「通級による指導啓発資料」を作成することができた。

- ・同冊子の完成により，通級による指導の担当者が必要な情報を必要なときに得られるツールとして，校内支援体制の構築や保護者との連携等の面で活用効果が期待される。

2 研究の課題

- ・「通級による指導ハンドブック」，「通級による指導啓発資料」双方の利活用を促進するための理解・啓発の取組を行う必要がある。
- ・上記2資料に掲載したデータの更新について，本センターのweb上，若しくは同資料の増刷の際の内容差し替え等による対応が必要である。
- ・本センター主催の「通級による指導担当者研修会」の実施内容について，現在，本県で進めている「ポジティブな行動支援（PBS）」などを取り上げ，学校全体で多様な学びの場を確保するなどの視点を盛り込むなどの見直しを図る必要がある。

VI おわりに

令和元年度，文部科学省において通級による指導に関するガイドブックの開発が進められていることと機を同じくして，「通級による指導ハンドブック」，「通級による指導啓発資料」の作成を行うこととなった。特別支援教育の進展に伴い，通級による指導の重要性が増してきていることから，特別な支援を必要とする児童生徒に必要な研修の実施並びに支援ツールの開発に努めて参りたい。

最後に，「通級による指導ハンドブック」，「通級による指導啓発資料」の作成に当たって，県内の通級による指導を担当されている先生方の協力に心から感謝申し上げます。

参考文献

- ・文部科学省「小学校学習指導要領」，2017年
- ・文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」，2017年
- ・文部科学省「中学校学習指導要領」，2017年
- ・文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」，2017年
- ・文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」，2017年
- ・文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」，2018年
- ・文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」，2005年
- ・文部科学省「教育支援資料」，2013年
- ・文部科学省編著『改訂第2版 通級による指導の手引き』佐伯印刷（株），2012年
- ・国立特別支援教育総合研究所編著『高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック』，2018年
- ・全国特別支援学級設置校長会編著『「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック』東洋館出版社，2012年

- ・山口県通級指導担当者専門性充実検討会議「通級指導担当者ガイドブック」, 2018年
- ・愛媛県教育委員会「『チーム学校』として取り組むための通級による指導ガイドブック」, 2018年
- ・長野県教育委員会「通級による指導ハンドブック」, 2016年
- ・秋田県教育委員会「通級による指導の手引き」, 2018年
- ・福岡県教育センター「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」, 2014年
- ・徳島県教育委員会「通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート」, 2004年
- ・徳島県教育委員会「個別の指導計画を作成するために」, 2008年
- ・徳島県教育委員会「個別の教育支援計画を作成するために」, 2011年